

福岡地方最低賃金審議会議事録

第1回福岡地方最低賃金審議会

1 日時 : 令和2年6月30日(火) 13:30~15:15

2 会場 : 福岡合同庁舎 本館8階 共用第7会議室

3 出席者 : 【公益代表委員】 5人(定数5人)
有田 謙司(会長)
高田 亜朱華
富山 敦
濱崎 録
丸谷 浩介

【労働者代表委員】 3人(定数5人)
河村 敏昭
小陳 武志
浜田 紀子

【使用者代表委員】 5人(定数5人)
有馬 紀顕
今村 修二
工藤 洋子
境 正義
吉岡 秀樹

【福岡労働局】 伊藤 労働局長
松田 労働基準部長
長野 賃金室長 ほか

4 主要議題

- (1) 運営小委員会について
- (2) 福岡県最低賃金の改正決定について(諮問)
- (3) 福岡県最低賃金専門部会について
- (4) 令和2年度最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領(案)について
- (5) 令和2年の経済・雇用情勢等について
- (6) その他

5 審議内容

室長補佐

定刻になりましたので、令和2年度第1回福岡地方最低賃金審議会の開催となりますが、開催前に事務局から、事務連絡をさせていただきたいと思います。

連絡の内容は、今年度の最低賃金審議会において、コロナウイルス感染防止対策でのお願いを申し上げます。

審議会委員の国家公務員としての法的な身分・地位については「国家公務員〔一般職〕に属する諮問的な非常勤職員」の職にあるとされており、現在、厚生労働省では「厚生労働省職員用『感染予防7箇条』」に即した感染防止の諸対策に全国で取り組んでいるところでございます。

つきましては、この最低賃金審議会の場においても、所要の感染防止対策を同様に講じる必要があると、事務局としては考えております。したがって、これら諸対策を受け、会場外での消毒液の設置、着席に出来る限り間隔を空けること、マイクを使用するごとに消毒を行うことなどによって会場内の環境を保持すると共に、事務局でただ今配布しておりますマスク、あるいは御持参されておられるマスクを委員の皆様確実に着用していただくことをお願いするものです。

また、本日の所要の対策以外にも講じる必要があるものがあれば、後の議題内において率直な御発言等をいただければと思っております。これについて、冒頭、委員の皆様切にお願いし、御共有をいただきたく、お願い申し上げます。

では、引き続きまして、審議会の進行を有田会長にお願いさせていただきます。

会長

それでは、ただ今から令和2年度第1回福岡地方最低賃金審議会を開催いたします。

なお、本審議会は、福岡地方最低賃金審議会運営規程第6条により公開となっております。

それでは、会を進めて参りたいと思います。

まず、最初に、第51期福岡地方最低賃金審議会労働者代表委員2名の交代が昨年度の秋以降になされておりましたが、コロナウイルス感染の影響を受けまして、当時は緊急事態宣言前のことでしたが、3月17日に予定しておりました第7回審議会の審議が中止となった関係から、新しい委員のお二方につきまして、審議会の場においては御紹介ができておりません。したがって、本日は、改めてお二方の御紹介を事務局からお願いしたいと思います。

室長補佐

それでは、新しい委員の方を御紹介いたします。

まず、労働者代表委員に御就任されました

小陳 武志（こじん たけし）委員でございます。

小陳委員

（挨拶）

室長補佐 続きまして、同じく労働者代表委員に御就任されました
浜田 紀子（はまだ のりこ）委員でございます。

浜田委員 (挨拶)

室長補佐 なお、第51期最低賃金審議会の現行における委員の皆様は資料No.1の名簿のと
おりとなりますので、念のため、御確認ください。

会長 ありがとうございます。
小陳委員、浜田委員の両名に置かれますは、第51期委員の後任として、今年
度の審議につき、よろしく願いいたします。
本日は、本年度最初の審議会でございますので、開催に当たり、伊藤福岡労働
局長からの御挨拶をお願いします。

局長 (挨拶)

会長 ありがとうございます。
事務局におきまして、4月に人事異動がお二人あったとのことですので、それ
ぞれ御挨拶をお願いします。

室長補佐 (挨拶)

賃金指導官 (挨拶)

会長 ありがとうございます。
これからよろしく願いします。
本日は、労働者代表委員の 後藤 委員、野中 委員が御欠席でございますが、
最低賃金審議会令第5条第2項に基づく審議会開催に必要な定数は満たしており
ますので、本審議会は成立しておりますことを御報告いたします。
本日の議事録の署名は
労働者代表委員 小陳委員
使用者代表委員 有馬委員
にお願いしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

小陳委員 (承諾)
有馬委員

会 長

それでは、議事に入ります。

(1)の「運営小委員会について」です。

運営小委員会の委員につきましては、運営規程の第3条により、会長が指名することになっています。そこで、昨年7月10日に開催しました、令和元年度第1回福岡地方最低賃金審議会におきまして、第51期運営小委員会は、既に設置しておりますので、後任の方を含め、昨年度に引き続いて、御就任をお願いしたいと思います。

それでは、昨年度の委員構成を踏襲しまして、
公益代表委員には、富山委員、高田委員、私、有田
労働者代表委員には、小陳委員、河村委員、浜田委員
使用者代表委員には、有馬委員、境委員、吉岡委員
にそれぞれお願いいたします。

また、委員長には公益代表委員から富山委員に引き続きお願いをし、委員長代行には、私、有田が続けて就任をいたします。

今年度も以上申しました委員による運営にて、どうぞよろしくお願いいたします。なお、委員名簿については、事務局で作成したものを後ほど配布してください。

それでは、議事(2)の「福岡県最低賃金の改正決定について(諮問)」でございます。

局長からお願いします。

局 長

(会長あて諮問文交付)

事 務 局

(諮問文(写)を配付)

会 長

ただ今、局長から諮問を受けましたので、事務局から諮問文を読み上げてください。

賃金指導官

(諮問文朗読)

会 長

委員の皆様には、コロナウイルス対応でマスクをしての御審議ということで、例年になく御苦勞をおかけすることになろうかと思いますが、よろしく願いいたします。

さて、ただ今諮問を受けましたので、これから先、具体的な審議を始めていくこととなりますが、ここで私から審議会の審議につきまして、最初に御確認させていただきたいことがございます。

最低賃金審議会の公開のことです。

福岡地方最低賃金審議会運営規程第6条では、原則として、会議を公開すると

されていますが、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を非公開とすることができる」との規定もなされております。

そこで、福岡地方最低賃金審議会における「金額審議」につきましては、今年度の審議は、とりわけ、労使双方が率直な意見交換を要することが想定され、そうした中で、個人に関する情報を保護する必要性を認めること、また、例年に増して、公益委員の中立性が担保されるべきといった判断から、審議会運営規程第6条に基づき、非公開とするのが妥当と考えますが、よろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なし)

会 長

それでは、福岡地方最低賃金審議会の「金額審議」につきましては、非公開といたします。

次に、議事(3)の「福岡県最低賃金専門部会について」でございますが、最低賃金法第25条第2項には、「最低賃金審議会が最低賃金の決定又は改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。」と規定されております。

先ほど局長から最低賃金の改定決定について、諮問を受けましたので、専門部会委員を選出し、専門部会を設置することとなります。

専門部会の部会委員の選出手続きについて、事務局から説明をお願いします。

賃 金 指 導 官

(専門部会委員の選出手続きについて説明)

会 長

ただ今の説明について、御意見、御質問等はありませんか。

各 委 員

(な し)

会 長

それでは、専門部会委員の選出につきましては、ただ今説明した手続きで行うことといたします。

次に、議事(4)「令和2年度最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領(案)について」ですが、事務局から説明をお願いします。

賃 金 指 導 官

〔 資料No.3 令和2年度最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領(案)
【福岡県最低賃金改定決定審議】
に基づき説明。 〕

賃金指導官

(関係労使の意見聴取の公示及び締切日等説明)

会長 ただ今の説明について、御意見、御質問等はございませんでしょうか。

有馬委員 御説明ありがとうございました。

 当然に検討されていると思いますが、先程の資料No.4の中小企業への支援事業実施状況ということで、昨年までの分がありました。今年度におきましても、様々な支援事業をお考えのことと思いますけれども、過去の状況を考えますと、色々な改善助成金やキャリアアップ助成金の基準数値の見直しというのを、出来たら早めに、基準数値がそのままというのは如何なものかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

 以上です。

● 会長 何か回答することはございますか。

賃金室長 御意見ありがとうございます。
 今の御意見を本省の方に伝えさせていただきたいと思っております。

 会長 その他は、何かございませんか。

各委員 (なし)

 会長 事務局から続けて補足説明等はございますか。

● 賃金室長 私から2点ございます。

 まず1点目ですが、昨年度の3月17日に第7回最低賃金審議会が開催予定になっておりましたけれど、コロナウイルスの感染拡大に伴いまして中止にさせていただいております。その場で、2月に労働者側から令和2年度福岡県最特定低賃金の改正意向表明がございまして、第7回本審で審議をさせていただくということにしておりましたけれど、叶いませんでした。

 その後、私を含めて事務局サイドで各委員のところにお伺いいたしまして、第7回の本審時に議論すべき内容を御説明し、その中には、今申し上げました特定最低賃金の改正意向表明についても、資料をお渡ししながら御説明申し上げたところでございます。

 今回は、今年度の第1回目の審議会ということもございまして、念のため、福岡県特定最低賃金の5業種全てにおいて、労働者側から改正意向表明が行われたことを改めてお伝えしておきたいと思っております。

会 長 無ければ、これもちまして、本日の審議会を閉会させていただきます。
お疲れさまでした。

署 名

公益代表委員

有田 諒司

労働者代表委員

小陳 武志

使用者代表委員

有馬 紀顕